

議案第3号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり、町道施設の不備により発生した転落事故による、損害賠償について和解し、損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年1月21日

三朝町長 吉田秀光

- 1 和解及び損害賠償の相手方
三朝町大字鉛山46番地
入江萬壽子
- 2 和解の要旨
町は、損害賠償金187,320円を支払うものとする。
- 3 事故の概要
 - (1) 事故発生年月日
平成19年11月7日
 - (2) 事故発生場所
三朝町大字鉛山85番地
 - (3) 事故の状況
町道実光神倉線の道路脇の水路柵（深さ2m）に、蓋・柵を設置していなかったため、和解の相手方が手洗いに行く途中で柵の中に転落し、けがをしたものである。